

環太平洋戦略的経済連携協定（ＴＰＰ）の国会承認に反対する会長声明

２０１６年（平成２８年）１１月４日

兵庫県弁護士会

会長 米 田 耕 士

- 1 当会は、今臨時国会における議論状況では、国民はもとより、国会ですら環太平洋戦略的経済連携協定（Trans-Pacific Strategic Economic Partnership Agreement 以下「ＴＰＰ」という。）の具体的内容について、周知された上で活発な議論がなされている状況にはないので、ＴＰＰの国会承認に反対する。
- 2 当会は、①ＴＰＰ第９章において、規定されているＩＳＤＳ条項（Investor-State Dispute Settlement 投資家対国家の紛争解決条項）は、憲法４１条、憲法７６条１項に実質的に反する疑いが極めて強いこと、②ＴＰＰは、関税撤廃だけでなく、医療・教育・保険・環境・金融・法律等様々な分野における「非関税障壁」の撤廃を図るものであり、これらは我が国国民の生命・健康や財産等に重大な影響を及ぼすものであるから、ＴＰＰ交渉にて締結された秘密保持契約は、国民の知る権利を侵害し、国会の条約承認権の趣旨を没却し、国民主権原理に反することなどを主たる理由に、２０１５年（平成２７年）１月２１日付で「国民的議論を経ないまま環太平洋戦略的経済連携協定（ＴＰＰ）を締結することに反対する会長声明」を发出している。
- 3 しかし、今臨時国会における議論状況では、上記会長声明で指摘した問題点は払拭できておらず、報道機関の世論調査においても、「今国会にこだわらず慎重に審議すべきだ」との回答が過半数を超えている状況である。
よって、当会は、今臨時国会でのＴＰＰの国会承認に反対する。

以上